

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

介護保険の保険料率を定め、その区分を見直すとともに、市町村特別給付を継続するほか、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の一部改正に伴うため。

伊丹市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市介護保険条例（平成12年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「31,200円」を「39,300円」に改め、同条第2号中「及び第3号」を削り、「46,800円」を「59,100円」に改め、同条第11号中「140,400円」を「250,500円」に改め、同号を同条第18号とし、同条第10号中「124,800円」を「181,400円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の右に「,次号イ,第13号イ,第14号イ,第15号イ,第16号イ又は第17号イ」を加え、同号を同条第11号とし、同号の次に次の6号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 198,700円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 207,300円

ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

- (14) 次のいずれかに該当する者 216,000円
- ア 合計所得金額が920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）
- (15) 次のいずれかに該当する者 224,600円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）
- (16) 次のいずれかに該当する者 233,200円
- ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (17) 次のいずれかに該当する者 241,900円
- ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第9号中「109,200円」を「164,100円」に

改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「，次号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「101，400円」を「146，800円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「93，600円」を「129，600円」に改め、同号イ中「第9号イ又は」を削り、「第10号イ」の右に「，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ又は第17号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号中「81，100円」を「112，300円」に改め、同号イ中「，第8号イ」を削り、「又は第10号イ」を「，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「74，900円」を「103，600円」に改め、同号イ中「，第7号イ」を削り、「又は第10号イ」を「，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「62，400円」を「86，400円」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「54，600円」を「77，700円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 59，600円

第7条第3項中「，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ又は第9号ロ」を「又はこの条例第5条第6号イ，第7号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ，第13号イ，第14号イ，第15号イ，第16号イ若しくは第17号イ」に、「令第39条第1項第1号から第9号」を「第5条第1号から第17号」に改める。

付則第9条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」

に改め、同条を付則第10条とし、付則第8条の次に次の1条を加える。

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第9条 第5条第1号に規定する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,700円とする。

2 第5条第2号に規定する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、41,900円とする。

3 第5条第3号に規定する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、59,200円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。